

第29期目録委員会記録 No.21

第21回委員会

日時：2005年2月19日（土）14 - 17時

場所：日本図書館協会5階会議室

出席：永田委員長，白石，平田，古川，増井，松井，茂出木，横山

<事務局>磯部

[配付資料]

1. 「第2章案」（29ペ - ジ - A4，増井委員）
2. 「第3章案」（13ペ - ジ - A4，増井委員）
3. 「付録 用語解説」（2枚 - A4，増井委員）
4. 「第2章 2005.2.2案にかかわる意見」（10ペ - ジ - A4，増井委員）
5. 「第3章 2005.2.2案にかかわる意見」（2ペ - ジ - A4，増井委員）
6. 「用語解説 2005.2.2案にかかわる意見」（2ペ - ジ - A4，増井委員）
7. 「NCR2005.2.2案について [岡嶋偉久子氏（天理大学附属天理図書館）より]」（10ペ - ジ - A4，増井委員）
8. 「[NCR2005.2.2案に対する意見集成]」（6枚 - A4，増井委員）
9. 「第2章注記 2.7.3，2.7.4対照表」（3枚 - A4，増井委員）
10. 「資料」（3枚 - A4，増井委員）
11. 「第13章（検討会案）の修正について」（3枚 - A4，原井委員）
12. 「第13章案」（43ペ - ジ - A4，原井委員）
13. 第29期第20回目録委員会記録（5ペ - ジ - A4，事務局）

[連絡事項]

・ Dr. Barbara Tillett (Chief, Cataloging Policy & Support Office, Library of Congress) が訪日し，2月22日（火）に国立国会図書館で目録委員会との会合を持つ。International Cataloguing Codeの検討にあたり，日本の意思確認をしておきたい意向と思われる。永田委員長，原井委員，横山委員，松井委員が出席する。

[検討事項]

1. 第13章について

原井委員から，メ - リングリスト上で古川委員から出された意見を加えて修正した案が提出された。この案をもって完成とする。

次いで、増井委員より、前回の委員会での議論をもとに修正した第2章案および第3章案と、外部から寄せられた意見に関する説明があり、議論を行った。

2. 第2章・第3章について

委員会の立場を表明する必要がある。

- ・作成の意図
 - NCRの従来 of の体系に基づいて「図書」の一種としてとらえることから始めた。模索の第一段階と考えている。
 - 国際的に、複製物を主体として目録を作成することが主流となりつつあることを意識した。
 - 個々の機関での運用を盛り込める余地を残した、ゆるやかな規定とした。
 - 和古書と漢籍の比重については相対する意見があり、それらのバランスを考慮した。
- ・外部からの意見の取り入れ方に関する方針
 - NCR全体に関する根本的な問題については、今後の検討課題としていくため、今回の改訂では取り入れない。
 - 上記以外の事項で改訂に取り入れなかったものについては、その理由を説明する。

3. 第2章および用語解説の和古書・漢籍関連規定について

<全体の構成>

- ・和古書・漢籍に関する条項を分離したほうがよいという意見があるが、全体の見やすさを考慮し、案のままとする。

<和古書・漢籍の範囲>

- ・漢籍に含める複製本について、その刊行時期を「1913年以降」としたのは誤りである。
- ・漢籍の定義に複製本を含める旨を入れたが、複製が簡単に作成できるようになってきたため、複製物を一律に古いものとして扱うことは混乱を招く。また、重刊本と影印本は、「京都大学人文科学研究所漢籍目録カード作成要領」で漢籍と同列に扱っていることを考慮し、漢籍の定義に含めたが、重刊本の古いものを和古書として扱う慣習もあるようだ。漢籍に複製本は含めず、「漢籍としての取り扱いが適当なものもある」旨に訂正する。
- ・「覆刻本」は「かぶせ本」の意味で、現第2章の「複製本」とは異なることを用語解説に入れる（<注記>2.7.4.4（古）ク）の項参照）。

<情報源>

- ・2.0.3.2A（古）2行目の「次の中から」を削除。
- ・2.0.3.2A（古）ア）（1）「表紙」は題簽以外ほぼ書き入れであり除いたほうがよいという意見があるが、直接印刷してあるケ-スも多いため、このままとする。書き入れを

情報源として考えているわけではない。

- ・ 2.0.3.2A (古)イ) 文言を削除し, 2.2.1.1D (古)を参照する (<版>の項で後述)。
- ・ 2.0.3.2A (古)ウ) 「奥書」「奥付」として残す。

<記録の方法>

- ・ 「踊り字であること」は, 「必要があれば注記する」程度にする。厳密に言えば, 表示されていないものなので補記すべきであり, かつ, 注記しないとその部分が踊り字であることが不明となるが, 頻度が高いため補記にはしない。注記も煩雑さを避けるため, 目録作成者の判断に委ねることとする。

<タイトル>

- ・ 2.1.1.1A (古) 書誌的巻数の例示を増やしてほしいという意見があるが, 現在のもので足りると考え, このままとする。増しの例示を一つ入れる。
- ・ 2.1.1.2D (古) 例示が実際に表示されているものしかないので混乱を招いている。「表示されていなくても」部分を削除する。補記している例示を示せるとよい。
- ・ 2.1.1.2D別法 (古) 近現代の図書と同じく, 表示されていないタイトルは補記する原則のもとに, 条項をすべて削除する。
 - 伊藤洪二氏 (図書館流通センター) の意見により漢籍の慣習を取り入れようとした部分だが, 伊藤氏の意見では「総合タイトル」の概念がNCRとは異なり, 統一タイトルのようなものを想定していると思われる。

<責任表示>

- ・ 2.1.5.2A別法 (古) 漢籍だけの規則を作ると漢籍の定義が問題になるのでやめたほうがよい, という意見があるが, 別法として残す。
 - 漢籍の慣習を取り入れた部分。和古書と漢籍の区分が曖昧な事例で揺れが生じる可能性があるが, このままとする。

<版>

- ・ 2.2.1.1D (古) 現案のとおり, 原則として使用せず注記とする。
 - 「版」(「版表示」とは異なる)を定義したうえで, 事実上版の同定が不可能であること, 同定できた場合にのみ記録することを盛り込む。
 - 情報源は記述対象資料全体であり, 他の資料との比較が必要であるため, 記録するのは難しい。
 - これにともない, 2.0.3.2A (古)イ)の文言を削除し, 2.2.1.1D (古)を参照する。また, 2.7.4.3イ)冒頭「版の判断が困難...場合は, 」を削除。

<出版・頒布等に関する事項>

- ・ 2.4.1.2A (古) 判断の揺れを防ぐため, 表示どおり転記し, 現代の市町村より下位の場合で識別上必要ならば, 都市名, 国名を付記する趣旨に訂正する。
- ・ 2.4.2および2.4.3 出版地・出版者と刊・印のねじれを避けるため, 原則として, 刊行者・刊行地・刊行年を記録することとする。ねじれが生じるときは注記で説明を加える。

- 改訂により個別資料が記述対象となったので、印行が主、刊行が従である。
- 刊印の区別がつかないものが多い。印行の場合、年が入っていないかったり、後印本の場合もある。
- 印行年は出版業が安定してからのものと考えられるので、刊行のほうが実際は多いのではないか。
- ・ 2.4.3.1D（古）・2.4.3.2E（古） 「[刊または印]」の表現は使わないこととする。
 - 刊行年でも印行年でもない年ならば「[]」か「[?]」を用いて記録し、どちらともつかないときは、刊行年と推定したこととする。
 - これにともない、2.4.3.1C別法（古）を削除。
- ・ 2.4.2.2A（古） 漢籍の出版者について、籍貫（本籍）とともに個人名が表示されているとき、出版者に続けて記録しているという意見があるが、NCRの規定としては詳細すぎるため、取り入れない。
- ・ 2.4.3.2E（古） 崇禎年号の継承について注記してはどうかという意見があるが、まれな事例と思われるので取り入れない。

<注記>

- ・ 全般 構成について整理した（資料9）。原則は、近現代図書と同じように、書誌的事項ごととする。体現形に関する事項と個別資料に関する事項は分けがたい。条項の中では体現形、個別資料の順に並べる。
 - 2.7.4.4（古）と2.7.4.5（古）で、鈔刻に関わる注記が分散してしまっているという意見がある。2.7.4.4を「出版・頒布・製作に関する事項」としてまとめ、2.7.4.5カ）はここに入れる。
 - 個別資料に関わる注記を末尾にまとめる考え方もあるが、同じ意味の注記が二重になることは避ける。
 - 2.7.4.7（古）で扱う事項は、後から追加された、個別資料における書き入れだけではなく、刊行（印行）時にあったものも含む。現在の項目見出しは「印刷本に手で書いただけのもの」という印象を与えるので、誤解のないよう修正する。これにともない、2.7.4.5（古）コ）をここに入れる。
 - 2.7.4.8（古）は本タイトルの一部である書誌的巻数に関する事項なので、2.7.4.1カ）とし見出しも改める。
- ・ 2.7.4.0（古）ウ） 「宋版」と「蒙古版」を改行する。
- ・ 2.7.4.0（古）オ） 削除したほうがよいという意見があるが、これまで5.7.3.0Cと8.7.3.0Bで言及しているため、残す。NCR全体に関わる問題として、次回改訂時に検討する。
- ・ 2.7.4.2（古）ウ） 「標題紙等」 「所定の情報源」とする。
- ・ 2.7.4.3（古）ウ） 記録できるのはまれな事例という意見があり、条項を削除することも検討したが、適切な例示をあげて残す方向を再度検討する。
- ・ 2.7.4.4（古）ク） 「覆刻本」を用語解説に加える際は、既存の「復刻版」との違いを

明確にする。

- ・ 2.7.4.8 (古) 第2段落は漢籍の慣習を取り入れた部分だが、漢籍だけの規則を作ると漢籍の定義が問題になるのでやめたほうがよいという意見があり、削除する。
 - これにともない、2.1.1.1A (古) の最後の例示の注記部分を「欠巻： 巻四，補」の形に戻す。

4. 第3章について

- ・ 「説教の筆記書」が書写資料として取り扱われていることが多いので配慮してほしい、という意見がある。具体的にどういうことなのかを確認する。
- ・ 第2章と比較して同じ文言がない場合に、規則として許容していないような誤解があるが、文言がないからやってはいけないということではない。
- ・ 3.4.1 書写地は記録することが難しく、事例がほとんどないという意見があるが、記録できる場合を想定し、残す。
- ・ 3.4.1.2 3.4.2.2A別法にあわせ、記録しない旨の別法を追加する。
- ・ 3.4.3.2C 「補記」「付記」に訂正する。
- ・ 3.5.3.2別法 「別法」「任意規定」に訂正する。2.5.3.2任意規定(古)にあわせる。記録しても良いという意図である。
- ・ 3.7.3.0工) 本文の系統が重要との意見があり、追加する。例示と順序を引き続き検討する。

5. 今後のスケジュール

第2章・第3章および用語解説は、3月までに修正案を確定する。意見を下さった方々への返答についても3月までに相談する。場合によっては、第13章の刊行を先行させる。

次回以降の委員会の開催予定

3月26日(土)

以上